

BSEサーベイランスの対象となる牛

改正前（従来のBSE検査）

【全月齢】
特定症状※₁を呈する牛

※₁ 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

【48か月齢以上】
①起立不能を呈し、かつ
②進行性の神経症状を呈する牛

【48か月齢未満】
家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛
例：歩行困難、起立不能を呈した牛

【96か月齢以上】
一般的な死亡牛

変更なし

実質変更なし
※さらに症状の
絞り込み

改正後（令和6年4月からのBSE検査）

【全月齢】
特定症状※₁を呈する牛

【全月齢】
特定症状以外のBSEが否定できない症状※₂を呈する牛

※₂ 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

BSEを疑う症状を呈した牛を標的としたサーベイランスを実施

廃止